

岩手大学訪問海外研修生要項

(平成30年11月15日制定)

(令和8年3月24日最終改正)

(目的)

第1条 この要項は、岩手大学（以下「本学」という。）において短期間の教育、研究指導又は研修を受けることを希望する外国の大学等の学生を「訪問海外研修生」（英語名称“Short-Term Visiting Trainee”）として受け入れることで、当該者の本学における諸活動に便宜を図り、もって本学の国際的な人材育成の推進に資することを目的とする。

(受入責任者)

第2条 受入責任者は、訪問海外研修生の教育、研究指導又は研修を担当し、本学での滞在期間を通して、当該訪問海外研修生を監督できる本学教員とする。

(受入要件)

第3条 訪問海外研修生は、受入責任者が受入期間中の監督を行うことができ、第1条に規定する趣旨に沿った本学への訪問を来日の主目的とする、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 国内外の公的機関等が実施する留学制度・研修制度によって本学に来訪する者
- 二 本学の各部局が実施する留学・研修プログラムによって本学に来訪する者
- 三 部局長が特に必要と認めて本学に来訪する者

2 前項の規定にかかわらず、岩手大学外国人留学生規則（平成16年4月1日制定）に定める特別聴講学生又は特別研究学生のいずれかにより入学することができる者は、訪問海外研修生として受入れることができない。

(受入申請)

第4条 訪問海外研修生として受入れを希望する者は、受入希望日の2ヶ月前までに別紙様式1の受入願により、受入責任者を通じて申請を行うものとする。

(受入れの選考等)

第5条 訪問海外研修生の受入れの選考は、前条の受入申請に基づき、当該部局長が行う。

- 2 部局長は、前項の規定により受入れの選考を行った場合は、別紙様式2の報告書により受入希望日の1ヶ月前までに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、受入れを内定した旨及び第7条第2項に定める訪問海外研修生登録料の納入について訪問海外研修生に通知するものとする。
- 4 学長は、訪問海外研修生登録料を徴収したのち、受入れを正式に決定し、訪問海外研修生カードを交付するものとする。

(受入期間)

第6条 訪問海外研修生の受入期間は、3日以上90日以下とする。

(費用)

第7条 訪問海外研修生の入学料並びに授業料は、原則徴収しないものとする。

2 訪問海外研修生の研修に伴う図書館、運動施設、保健管理センター等の学内施設及び学内無線LAN等の利用に供するため、訪問海外研修生登録料5,000円(消費税及び決済手数料別)を受入選考後に本学が定める方法により徴収するものとする。

3 訪問海外研修生より、受入開始日の14日前までにキャンセルの申し出があった場合、前項の登録料を返金することができる。

4 前項のほか、研修プログラムを実施するうえで費用を要する場合は、当該費用を徴収することができる。

(待遇)

第8条 本学は、訪問海外研修生に対して、原則として、給与、渡航費、滞在費その他訪問に要する経費は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、受入部局の判断により、給与、渡航費、滞在費その他訪問に要する経費を支給することができる。

(災害及び健康管理)

第9条 本学での滞在期間中の不慮の事故及び健康管理に備え、訪問海外研修生は、自己の負担により訪問目的及び期間に応じた傷害疾病等の保険に加入しなければならない。

(施設等の利用)

第10条 訪問海外研修生は、受入責任者の指導の下、訪問目的を遂行するために必要な本学の施設、諸設備等を本学の教育及び研究に支障のない範囲で利用することができる。

2 訪問海外研修生は、故意若しくは重大な過失により本学の施設、諸設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則等の遵守等)

第11条 訪問海外研修生は、本学での滞在期間中は、本学の学則及び諸規則等を遵守しなければならない。

2 受入部局等の長は、訪問海外研修生が、前項の規定に違反し、又は訪問海外研修生としてふさわしくない行為があったときは、本学における教育、研究又は研修を停止させ、又は第5条の決定を取り消すことができる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、訪問海外研修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

2 この要項及び前項に基づく別の定めのほか、受入部局等において、運用に関する細目を定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。